

千代田区文化芸術プラン（第四次）

素案

令和3年 月
千代田区

はじめに

千代田区は、長い歴史に育まれた伝統が息づき、地域の暮らしの中で継承されています。政治・経済の中心地として多くの人々が行き交い、過ごす活気のあるまちであり、美術館や劇場なども多数立地しており、文化芸術にかかる多彩な人的・物的資源が集積しています。

千代田区では、平成16年3月に「千代田区文化芸術基本条例」を制定し、翌平成17年に「千代田区文化芸術プラン（第一次）」を策定して以来、千代田区の豊かな資源を活用しながら、文化芸術の振興に努めてきました。

この間、ちよだアートスクエア（平成22年開館）、日比谷図書文化館（平成23年開館）がオープンし、約10年間の取組みを通じて千代田区の文化芸術振興の拠点へと成長し、区としての基盤整備が進みました。

また、平成29年に「文化芸術基本法」、平成31年には「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、観光、まちづくり、国際交流等の分野における施策を法律の範囲に取り込むこと、及び未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくため保存・活用を図っていくことが示されました。

さらに、近年のインバウンド政策に伴う観光客の増加や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、千代田区の歴史や芸術を発信する好機であり、千代田区における文化芸術振興を一層加速させることができると期待されます。

千代田区は、「千代田区文化芸術プラン（第三次）」（平成27年3月策定）の下で千代田区の「文化力」の向上を図ってきましたが、千代田区の取組みや社会的な背景に後押しされることで、大きな力となってきていると実感しています。

ここに策定する「千代田区文化芸術プラン（第四次）」は、これまで育んできた「文化力」と「文化芸術にかかる豊富な資源」を生かし、千代田区ならではの文化芸術を発展させ、より広く、多くの人々に向けて発信し、心豊かなまちの実現を目指します。

目 次

第1章 計画策定の目的.....	1
1 千代田区における文化芸術振興について.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	2
第2章 計画の背景.....	3
1 国、東京都における文化政策動向.....	3
2 これまでの千代田区の取組みと今後の課題.....	5
3 千代田区の主な文化芸術施設.....	6
第3章 基本的方向性.....	9
1 基本目標.....	9
2 重点目標.....	9
3 文化芸術振興の方向性.....	10
4 施策体系.....	13
第4章 施策の展開.....	17
1 施策内容.....	17
重点目標1 保存し伝える	17
重点目標2 創る	21
重点目標3 育てる	26
2 文化芸術拠点施設の今後の取組み.....	30
第5章 計画の推進.....	32
1 計画推進のための体制.....	32
2 計画の進行管理.....	33
資料編.....	34
1 千代田区文化芸術プラン（第四次）検討会議 委員名簿.....	34
2 千代田区文化芸術プラン（第四次）策定経過.....	35
3 千代田区文化芸術基本条例.....	36

第1章 計画策定の目的

1 千代田区における文化芸術振興について

(1) 背景と経緯

千代田区では、文化芸術を通じて、誰もが自らの暮らしの主人公として豊かな生活を実現し、楽しさや優しさの溢れる美しい千代田区を創ることを目的として、平成16年3月に「千代田区文化芸術基本条例」（以下、「基本条例」という。）を制定しました。

基本条例の基本理念（第2条）を踏まえ、千代田区では、「心豊かな日常生活が送れる美しいまちの実現」、「文化芸術のエネルギーがあふれるまちの実現」という基本目標の実現に向け、基本条例の文化芸術の推進のための計画（第6条）に基づき、平成17年に「千代田区文化芸術プラン（第一次）」を策定しました。同プランでは、基本条例の重点目標（第7条）に従い、「保存し伝える」、「創る」、「育てる」という3つの重点目標を立て、それに従って施策・プロジェクトに取り組んできました。

そして、平成27年度からは「千代田区文化芸術プラン（第三次）」（以下、「第三次プラン」という）の下、ちよだアートスクエアや日比谷図書文化館などを拠点とし、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催決定の気運を捉えつつ、「文化力」の向上を目指して文化芸術振興を進めてきました。

(2) 文化芸術振興とは

文化芸術は、音楽、美術等の「芸術」、能楽、歌舞伎等の「伝統文化」、メディアアートや映像等の「メディア芸術」はもとより、有形無形の「文化財等」、都市や自然の「景観」、さらには人々の生活に根差した祭や行事、また食生活などの生活様式も含む、幅広いものです。

千代田区には、文化芸術にかかわる豊富な資源があります。近世から伝えられてきた文化財を中心とした「歴史資源」、地域や暮らしの中で育まれてきた生活様式や景観からなる「地域資源」、そして芸術、伝統文化等の「芸術資源」があります。これらすべてが「千代田区文化芸術プラン（第四次）」（以下、「本プラン」という。）における文化芸術です。

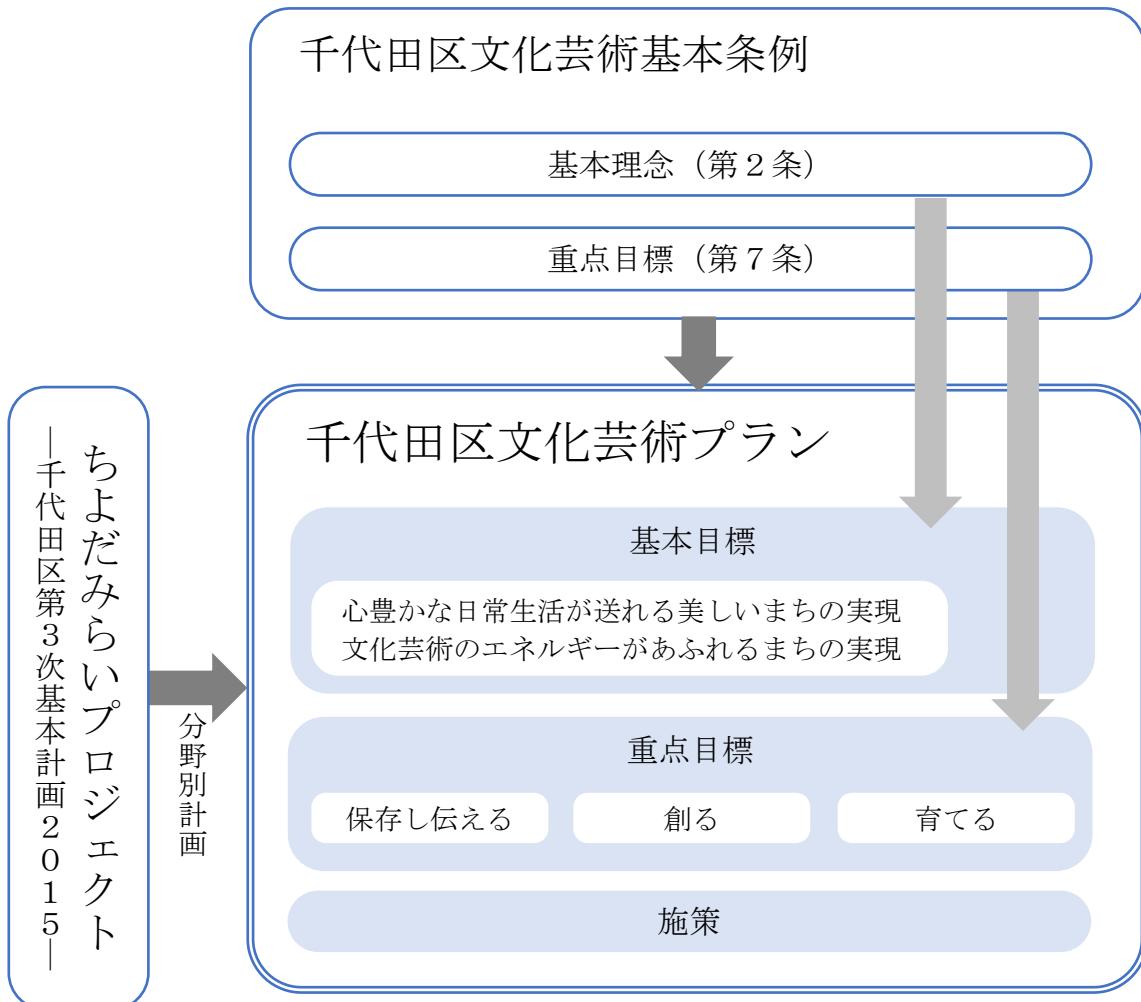
それら文化芸術は、人々に生きる喜びをもたらすとともに、豊かな人間性や感性、想像力を涵養するものです。基本条例に基づき、千代田区に住む人、働く人、学ぶ人、買い物や観光などでもちを訪れるすべての人々が文化芸術を楽しみ、またそれを通じて千代田区ならではの文化芸術を創出することが文化芸術振興となります。

文化芸術はまた、地域に住み、訪れる人々にとってまちの魅力となるものでもあることから、その力をまちづくりへと生かしていくことも文化芸術振興です。

2 計画の位置づけ

本プランは、基本条例（第6条）に基づき、総合的かつ計画的に文化芸術に関する施策を推進するための計画として位置づけます。

同条例に示された基本理念ならびに重点目標を踏まえ、千代田区が区民とともに文化芸術振興施策を立案・実施する際の基本的な考え方を示す基本計画であり、施策の具体的な内容も示しています。



3 計画期間

本プランの計画期間は令和3年度から令和7年度までのおおむね5か年とします。年度毎に計画期間を通した事業の進捗状況を把握し、事業をよりよいものに改善しながら推進していきます。

第2章 計画の背景

1 国、東京都における文化政策動向

(1) 国による文化政策の動向

①文化芸術推進基本計画の策定

平成29年、「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」が施行されました。同法では、文化芸術自体の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むことが示されました。

さらに平成30年には同法に基づき、国の文化芸術振興を方向づける「文化芸術推進基本計画」が策定されています。同計画では、文化芸術の本質的価値にくわえ、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化し、文化芸術立国の実現に向けて、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術のさらなる継承・発展・創造に活用・好循環させることを打ち出しています。

同計画において示される文化芸術の2つの価値は、本プランにおいて文化芸術の鑑賞が人々にもたらすことと、文化芸術を活用してまちにもたらす効果に通じるものと言えます。

②障害の有無にかかわらない文化芸術活動の推進・支援

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定や、全国的な気運を踏まえ、国においても、平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

同法では、文化芸術基本法の理念に基づき、障害の有無にかかわらず文化芸術を鑑賞し、また創造することができるようすることを理念として掲げています。そして、地方公共団体に対して、障害の有無にかかわらない文化芸術活動の推進を行うことを求めています。

③文化財の保護から活用への拡大

平成20年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、千代田区では、地域における文化資源の有効活用を図るため、教育委員会の規定に基づき、地域振興部が文化財保護行政を担っています。

文化財保護法の制定以来、その基本方針として、文化財の保存・継承を行うことに重点が置かれてきました。

しかし、平成31年「文化財保護法及び地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、文化財の確実な継承を目指して、新たに未指定の文化財を含め、地域のまちづくりに活用しつつ、地域社会総がかりで取り組んで

いくことが示されました。今後は、地域と連携を深めながら、文化財の計画的な保存、活用を促進し、地方文化財保護行政を推進してまいります。

(2) 東京都の動向

①文化政策の動向

東京都における文化政策は、昭和58年に「東京都文化振興条例」が制定されてから始まります。その後、平成18年には「東京都文化振興指針」を策定しました。

近年では、「東京都長期ビジョン」（平成26年策定）において、政策指針のひとつに「芸術文化都市を創造し、日本文化の魅力を世界に発信」を位置づけています。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、平成27年には、芸術文化振興における基本指針となる「東京文化ビジョン」が策定されました。

平成24年には都内における芸術文化事業に対して助成・支援を行うことを目的として、東京都歴史文化財団内部に「アーツカウンシル東京」を組織しました。そして「東京文化ビジョン」が策定された平成27年には、東京文化発信プロジェクト（平成20年実施開始）を担う組織と一体化され、芸術文化の創造・発信を推進し、東京の魅力を高める事業を展開するようになっています。

現在、アーツカウンシル東京では、助成を核とした芸術文化支援、団体等と協力して事業を実施する芸術文化創造・発信、人材育成、国際的なネットワーク構築などに取り組んでいます。

②観光政策の動向

国によるインバウンド政策とそれに伴う外国人観光客の増加を踏まえ、東京都においても、平成30年に「東京都観光産業振興プラン」が改定されました。さらなる外国人観光客の増加を目指し、文化等を含むさまざまな観光資源を活用し、旅行者の興味・関心を惹きつけるための施策が推進されています。

(3) 社会情勢を踏まえた文化芸術への取組み

文化芸術施設等の運営や各種文化芸術イベントの実施についての取組みを進めていくにあたっては、国、東京都における文化政策動向を踏まえ、新型コロナウィルスによる新たな感染症や自然災害等の社会情勢を勘案し、新たな日常を迎え入れながら、臨機応変に対応していきます。

2 これまでの千代田区の取組みと今後の課題

第三次プランでは、基本条例に示された基本理念の実現に向けて、同条例の重点目標「保存し伝える」、「創る」、「育てる」に基づいて取組みを進めてきました。

(1) 保存し伝える

文化財のみならず、景観、さらには人々の暮らしに根差した生活様式も含め、その魅力を発信してきました。

今後は、これまで千代田区の文化芸術として認識されてきた歴史資源・地域資源のみならず、新たな魅力となり得る資源を掘り起し、発信することが必要です。さらに、文化財に関する政策方針の拡大も踏まえ、観光振興やまちづくりとも関連づけながら、より広い範囲、特に若い世代にも訴求するよう発信することが大切です。

(2) 創る

ちよだアートスクエアや日比谷図書文化館・千代田図書館のミュージアム機能などを中心として、千代田区ならではの文化芸術を発信してきました。また、第三次プランでは特に、千代田区役所などの公共空間においてコンサートや展覧会を実施するなど、あらゆる人々が文化芸術に触れるこことできる機会を提供してきました。

今後も文化芸術をより身近なものにすることに努めるとともに、千代田区の豊かな資源を生かし、文化芸術の「質」にも配慮し、鑑賞機会の充実を図っていく必要があります。さらに、さまざまな人々が住み、働く千代田区においては、文化芸術の創作に取り組んでいる人も少なくないことから、そのような人々が活動し、その成果を発表できるよう支援することも施策として取り組むことも必要です。

(3) 育てる

文化芸術にかかる施設における事業のみならず、学校を通じて子どもたちに広く体験機会を提供することで、創造性を育む教育活動をしてきてています。また、ちよだアートスクエアのネットワークや拠点性を生かし、国内外の作品を発信する展覧会を実施してきました。

今後は文化芸術振興を支える人材を育成することも大切です。生涯学習や観光振興にかかる人材育成のノウハウを生かし、取り組むことが必要です。

3 千代田区の主な文化芸術施設

これまで千代田区による文化芸術にかかわる事業に取り組んできた主な施設としては、ちよだアートスクエア、日比谷図書文化館、内幸町ホール、九段生涯学習館が挙げられます。

(1) ちよだアートスクエア

文化芸術施設として、文化芸術活動の場所や機会を提供する民設民営の施設です。

伝統文化と現代文化芸術の出会う場所とし、地域での新たな活動を誘発する拠点としての機能を有しており、さまざまな展覧会やイベント、ワークショップ等を実施しているほかアートスクールも開講しており、文化芸術活動の担い手を育成する活動も推進しています。

また、幅広い文化芸術を発信しており、地域コミュニティとの関係や文化芸術に関するネットワークも構築されてきています。

施設は、一部の展覧会・イベント等を除き自由に見ることができ、千代田区にかかるすべての人々に心地よく過ごしていただけるアートスペースになっています。

平成22年に開館して以来、国内外より多くの人々が訪れ、視察地としても注目される施設となっています。



(2) 日比谷図書文化館

日比谷図書文化館は、平成23年、都立日比谷図書館から生まれ変わった施設です。従来の図書館機能にくわえ、歴史や多彩な文化財等を展示するミュージアム機能、個人及び各種グループ、NPO等による館内資料や情報を活用する活動を提供し、利用者同士の交流を通した新たな発見や創造の場を提供するといった文化活動・交流機能を有しています。

図書館機能、ミュージアム機能、文化活動・交流機能の3つの機能をつなぎ、各種講演会、セミナー、ワークショップなど利用者の参画を含めた多彩なプログラムを積極的に展開するとともに、文化資産の保存・継承の拠点機能も有する複合文化施設です。



(3) 内幸町ホール

内幸町ホールは、定員188人のホールを有する多目的劇場です。区民の文化活動への関心の増大に対し、各種文化活動の場を提供する機能を有しており、間近に舞台を鑑賞できる環境を生かし、寄席やシャンソンコンサートなどを積極的に実施するほか、区民の文化芸術活動の場としても活用されています。

特に区内の文化芸術活動を行う団体が成果発表を行う内幸町ホール文化祭は、区民等による活動を支援し、活性化する事業となっています。



(4) 九段生涯学習館

九段生涯学習館は、生涯学習の振興を図るため、自主的かつ継続的な学習活動をしている区民のグループ、サークル等の団体が行う学習・研究・実習等に対して場を提供する機能を有しており、学びの場の提供のみならず、各種サークルと区民をつなぐ手助けや、それらサークルの活動や発表の場の提供に取り組んでいます。

文化芸術の観点では、展示機能を生かして絵画や写真などの展覧会が行われており、文化芸術を通じた交流と、区民による創造・発信の拠点となっています。



第3章 基本的方向性

1 基本目標

本プランでは、「千代田区文化芸術基本条例」の基本理念（第2条）に基づいて、次の2つのまちづくりの目標を掲げます。

心豊かな日常生活が送れる美しいまちの実現

すべての人々の文化芸術を創造し、享受する権利を尊重するとともに、美しさを追求し、自立・自己責任、他者への気遣いやマナーを大切にした文化を今に生かし、品格ある質の高い文化的・芸術的生活を日常的に送ることのできるまちの実現を図ります。

文化芸術のエネルギーがあふれるまちの実現

千代田区に住み、働き、学び、集うすべての人々を区民と位置づけ、区民一人ひとりの自主的かつ創造的な活動の輪がつながり、文化芸術のエネルギーを次々と生み出す、文化的・芸術的な香りのあふれるまちの実現を図ります。

2 重点目標

「千代田区文化芸術基本条例」の重点目標（第7条）に基づいて、次の3つの柱を設定します。

保存し伝える～千代田区の歴史・文化を保存・継承する～

千代田区に集積するさまざまな伝統文化や芸術・芸能、街の歴史を将来にわたって保存し、次代に伝えていくことによって、誇りと愛着を持てる区の継承を図ります。

創る～千代田区ならではの新たな文化芸術を創造する～

地域ごとの個性を生かし、人々の交流を活発にすることによって地域における文化芸術活動の展開を促進するとともに、国内外の文化芸術を吸収し、全国そして世界に向けて発信する新たな千代田区の文化芸術を創造します。

また、品格ある文化を発展させていく視点で、誰にでも優しく美しいまちを創ります。

育てる～文化芸術の担い手を育成、支援する～

将来の文化芸術を担う子どもたちを育てるとともに、文化芸術を鑑賞し、楽しむ人々の裾野を広げることにより、幅広い文化芸術の担い手を育成します。また、地域ぐるみで担い手の育成に取り組むよう、地域の活力の向上を図ります。

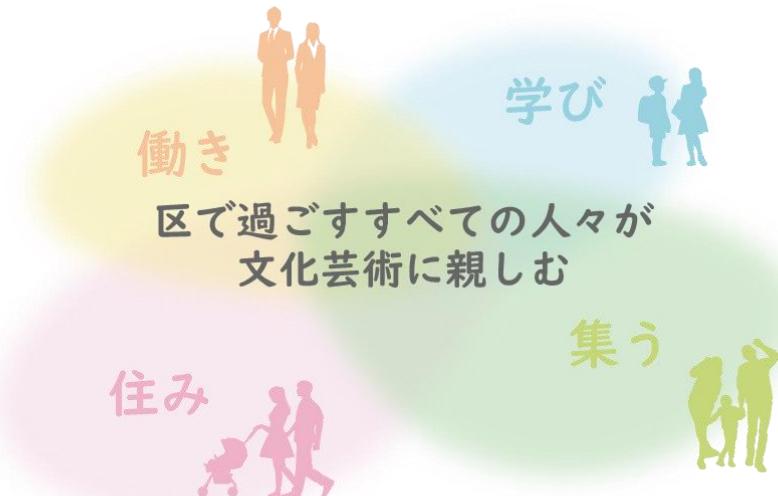
3 文化芸術振興の方向性

文化芸術振興の具体的な施策を進めていくにあたっては、以下の3つの方向性を踏まえます。重点目標に対して横断的に位置づけられるものであり、あらゆる施策・プロジェクトを推進していく上で踏まえるべき方向性となります。

(1) 千代田区で過ごすすべての人々が文化芸術に親しむ

～多様な人々がいるからこそ広がる文化芸術と交流～

基本条例に定義されているように、千代田区が文化芸術に触れ、親しむ機会を提供する対象は、千代田区に住む人のみならず、働く人、学ぶ人、買い物や観光などでまちを訪れるすべての人々です。そのような人々が千代田区において文化芸術に親しむことができることを目指します。



千代田区で過ごす人々は多く、それゆえに文化芸術にも多様なかかわり方をしていると考えられ、文化芸術を鑑賞者として楽しむ人だけでなく、プロとアマチュアを問わず自ら創作・表現活動をする人たち、また文化芸術振興にボランティア等でかかわる人も多数います。

このような文化芸術との多様なかかわり方を生かし、奥深く、また広がりのある文化芸術振興を実現するとともに、文化芸術を通じた交流へと展開していきます。

(2) 千代田区の多様な文化資源を活用する

～歴史や歳時記など、日常的に感じ取ることができる豊富な資源～

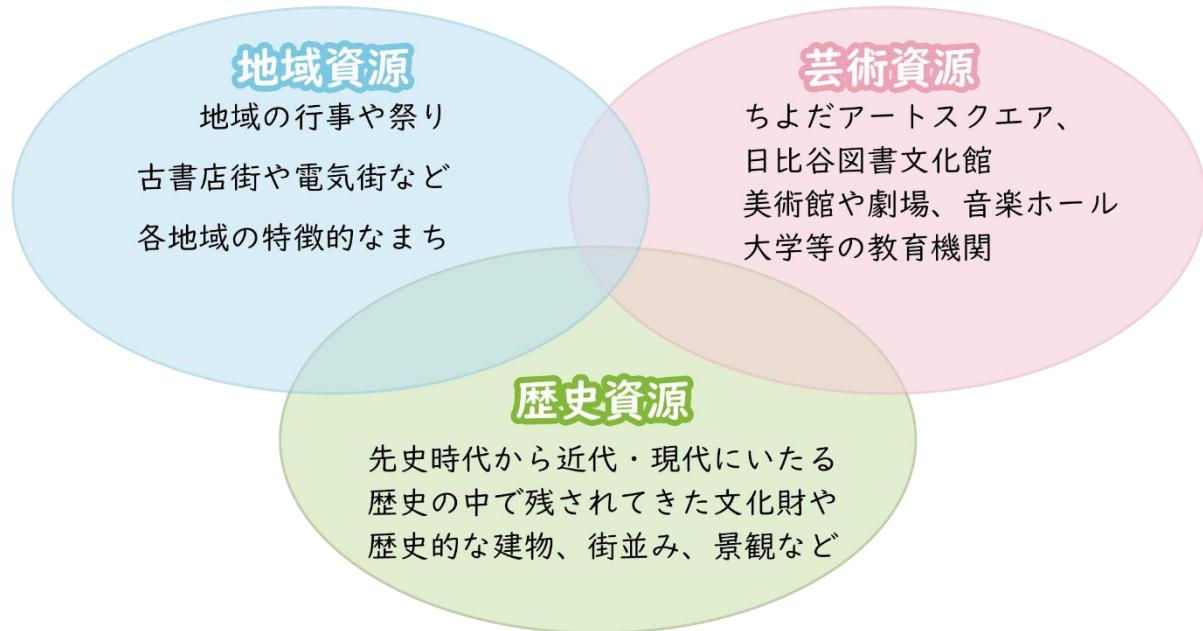
千代田区には、芸術、歴史、地域にわたる多様な文化資源が集積しています。

芸術資源としては、千代田区の主な文化芸術施設をはじめ、国や民間の文化芸術施設が多数集積しています。

くわえて千代田区には先史時代から近代・現代にいたる歴史の中で残されてきた文化財や歴史的な建物、街並み、景観があり、それらは歴史資源として活用するべきものです。

さらに、それら歴史を基礎として、近代化の中でひとつひとつのまちに個性が育まれており、神保町や秋葉原のような文化的なシンボルとも言える地域もあります。また、地域の人々が受け継いできた祭や行事、伝統文化などの無形の文化芸術は地域資源と言えます。

千代田区における文化芸術振興は、これら3つの資源を生かし、また組み合わせることで相乗効果を生み出しながら取り組んでいきます。



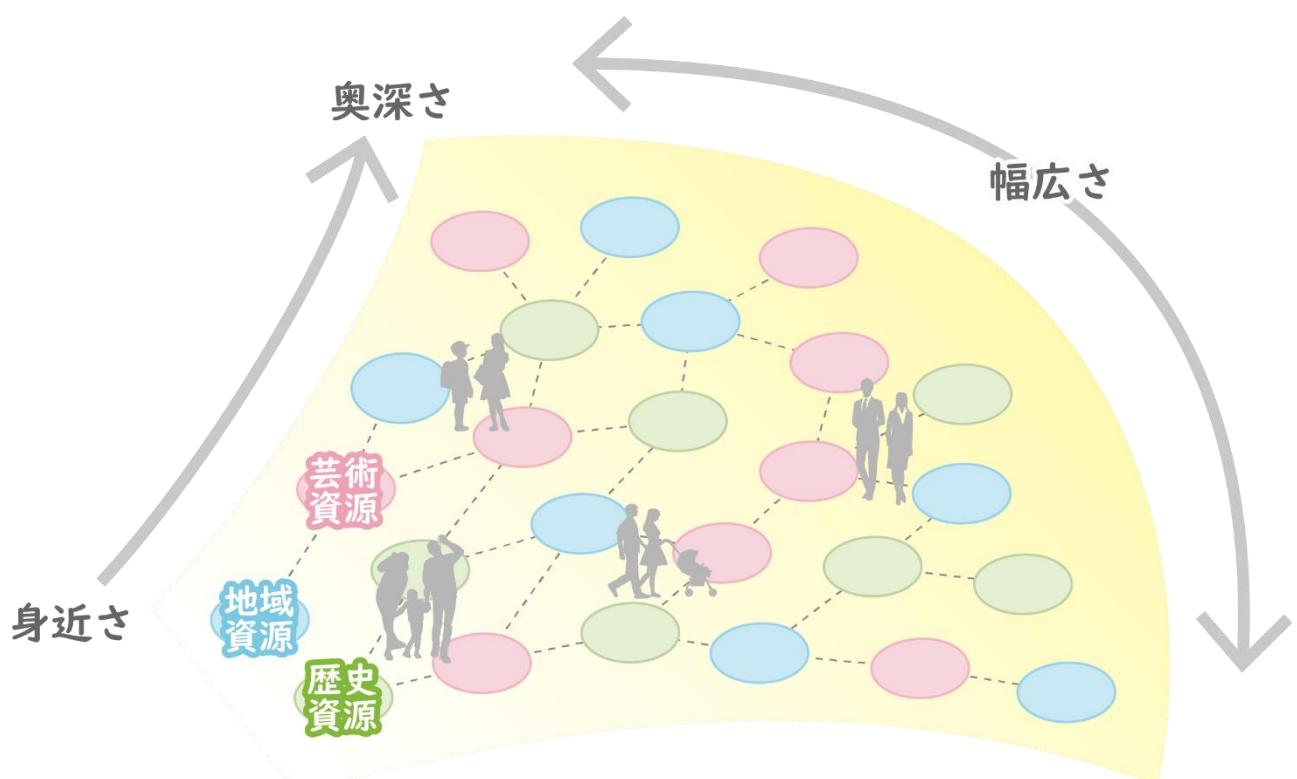
(3) 奥深い文化芸術を楽しむ体験を提供する

～気軽に本物に触れることができ、関心を深めることもできる機会の提供～

千代田区で過ごすすべての人々が文化芸術に関心があるわけではなく、また鑑賞するきっかけを得られない人もいると考えられます。そのような人たちも文化芸術に触れ、その豊かさに気づき、人生を楽しむための機会とするためには、文化芸術が身近に感じられる必要があります。そのためには、美術館や博物館、ホールに出かけなくても、日常生活の中で文化芸術に触れ、気軽に楽しむことができる事が大切です。また、子どもの頃から文化芸術に触れる機会があることも重要です。

それとともに、文化芸術に触れる経験が少ない人だからこそ、〈本物〉に触れ、文化芸術がすばらしいものだと感じることが肝要です。

千代田区の多様な資源を活用し、〈本物〉に身近に触れ、文化芸術の幅広さや奥深さを体験することで、人々の文化芸術に対する関心を深める機会を提供していきます。



4 施策体系

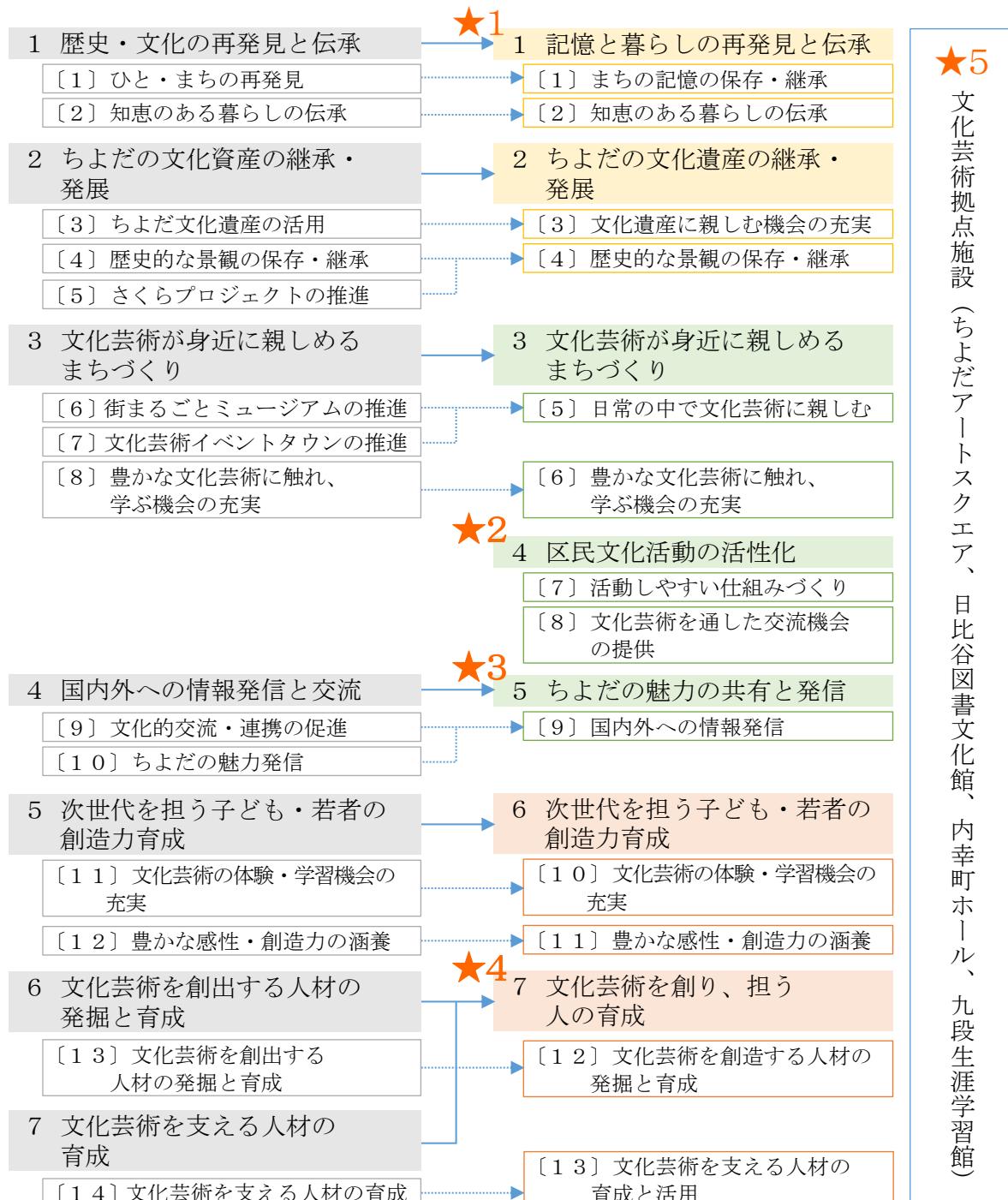
基本目標 (基本条例第2条)	重点目標 (基本条例第7条)	施策
<p>心豊かな 日常生活が送れる 美しいまちの実現</p> <p>すべての人々の文化芸術を創造し、享受する権利を尊重するとともに、美しさを追求し、自立・自己責任、他者への気遣いやマナーを大切にした文化を今に生かし、品格ある質の高い文化的・芸術的生活を日常的に送ることのできるまちの実現を図ります。</p>	<p>保存し伝える 千代田区の歴史・文化 を保存・継承する</p> <p>千代田区に集積するさまざまな伝統文化や芸術・芸能、街の歴史を将来にわたって保存し、次代に伝えていくことによって、誇りと愛着を持てる区の継承を図ります。</p>	<p>1 記憶と暮らしの再発見と伝承</p> <p>時代や場所で共有されるまちの記憶や情景、昔から伝わる生活の知恵や食文化なども千代田区の貴重な文化芸術と捉え、記録・保存するとともに、さらには新たに価値を見出し、継承していきます。</p>
<p>文化芸術の エネルギーがあふれる まちの実現</p> <p>千代田区に住み、働き、学び、集うすべての人々を区民と位置づけ、区民一人ひとりの自主的かつ創造的な活動の輪がつながり、文化芸術のエネルギーを次々と生み出す、文化的・芸術的な香りのあふれるまちの実現を図ります。</p>	<p>創る 千代田区ならではの 新たな文化芸術を 創造する</p> <p>地域ごとの個性を生かし、人々の交流を活発にすることによって地域における文化芸術活動の展開を促進するとともに、国内外の文化芸術を吸収し、全国そして世界に向けて発信する新たな千代田区の文化芸術を創造します。また、品格ある文化を発展させていく視点で、誰にでも優しく美しいまちを創ります。</p>	<p>2 ちよだの文化遺産の継承・発展</p> <p>文化財として指定される文化遺産をはじめ、歴史的な遺跡や景観などを保存・継承していきます。また、観光やまちづくりなどに活用する取組みを推進します。</p> <p>3 文化芸術が身近に親しめるまちづくり</p> <p>区民が文化芸術を身近に感じ、多様な文化芸術に親しむことができるよう、街中などの身近な場所で気軽に鑑賞・体験できる機会や、区内の民間文化芸術施設と連携した鑑賞の機会を充実していきます。</p>
		<p>4 区民文化活動の活性化</p> <p>区内で行われている文化活動を活性化するため、民間を含めた文化芸術施設の活用を図り、創作・表現活動やその発表の場や機会を充実させます。また、学校や他の自治体等と連携することで、多様な主体や担い手が集う交流の機会を増やします。</p>
		<p>5 ちよだの魅力の共有と発信</p> <p>観光やまちづくりなどの他分野と結びつくことにより、千代田区の魅力を内外に発信し、区民が文化芸術の魅力を感じられるように推進します。</p>
	<p>育てる 文化芸術の担い手を 育成、支援する</p> <p>将来の文化芸術を担う子どもたちを育てるとともに、文化芸術を鑑賞し、楽しむ人々の裾野を広げることにより、幅広い文化芸術の担い手を育成します。また、地域ぐるみで担い手の育成に取り組むよう、地域の活力の向上を図ります。</p>	<p>6 次世代を担う子ども・若者の 創造力育成</p> <p>次世代の鑑賞者・活動者となる子どもや若い世代の豊かな創造力や想像力、コミュニケーション能力などを育てるために、体験・学習機会の充実を行います。</p>
		<p>7 文化芸術を創り、担う人の育成</p> <p>文化芸術を創造する若い芸術家・作家や、活動者と鑑賞者をつなげるコーディネーター、活動を支えるボランティアなど、未来の文化芸術を担う人材の育成を図ります。</p>

※本プランでは、文化芸術振興施策を推進していくための文化芸術拠点施設として、ちよだアートスクエア、日比谷図書文化館、内幸町ホール、九段生涯学習館を位置づけます。そのため、施策体系において各施設が担うプロジェクトを●にて明示しています。

プロジェクト		文化芸術拠点施設 ※			
		新規	日比谷図書文化館	内幸町ホール	九段生涯学習館
[1] まちの記憶の保存・継承			●		
[2] 知恵のある暮らしの伝承			●		
[3] 文化遺産に親しむ機会の充実	拡充		●		
[4] 歴史的な景観の保存・継承			●		
[5] 日常の中で文化芸術に親しむ			●		
[6] 豊かな文化芸術に触れ、学ぶ機会の充実			●		
[7] 活動しやすい仕組みづくり	新規		●		
[8] 文化芸術を通した交流機会の提供			●		
[9] 国内外への情報発信	拡充		●		
[10] 文化芸術の体験・学習機会の充実			●		
[11] 豊かな感性・創造力の涵養			●		
[12] 文化芸術を創造する人材の発掘と育成			●		
[13] 文化芸術を支える人材の育成と活用	拡充		●		

プラン策定（第四次）のポイント

本プランの策定にあたっては、第三次プランの取組みを継承しつつ、これまで育んだ「文化力」を生かし、文化芸術振興をさらに推進していくため、第三次プランの体系を以下のように更新しました。



★1 施策・プロジェクトの対象となる歴史資源を明確化します

歴史資源には、指定文化財にくわえて、そのほかの貴重な遺産や伝統文化、景観、さらにはまちや人々の暮らしに根づく行事や知恵も含まれます。保存し伝えるべき対象の幅広さを鑑み、施策・プロジェクトの対象を明確化し、認識の共有を図ることが施策推進に有効と考え、第三次プランの施策「歴史・文化の再発見と伝承」を「記憶と暮らしの再発見と伝承」に、プロジェクト「ひと・まちの再発見」を「まちの記憶の保存・継承」に名称変更しました。

★2 区民等による文化活動の活性化を施策として位置づけます

これまで育んできた「文化力」は、千代田区や文化芸術拠点施設のみならず、文化芸術活動に取り組む区民や団体等にも見られるものであり、地域の「文化力」も向上してきています。そのような地域の力をさらに充実させ、活発にしていくことは、千代田区の文化芸術振興をさらに推進していくことにつながります。そこで、本プランでは、重点目標「創る」において、新しい施策「区民文化活動の活性化」を追加しました。

★3 施策の効果的推進のため、目的を明確化します

施策「国内外への情報発信と交流」はこれまで千代田区の魅力を広く共有・発信することを目的として取り組んできました。その目的を明確にするために施策名称を「ちよだの魅力の共有と発信」へと変更し、交流・連携も含めて情報発信と捉え、プロジェクト「文化的交流・連携の促進」とプロジェクト「ちよだの魅力発信」を「国内外への情報発信」としてまとめました。

★4 文化芸術を創る人材の育成と支える人材の育成を一体的に捉えます

文化芸術振興をさらに充実させていくためには、幅広い担い手と連携していく必要があります。そのためには、芸術家・作家の発掘・発信や区民等による活動の活性化など、創造・発表する主体との連携にくわえて、ボランティアなどの立場で文化芸術振興を支える人材の発掘・育成・活用を深めていくことも必要です。そこで、創造・発表する主体とそれを支える人々の発掘・育成・活用を一体的に取り組むものとして、第三次プランの施策「文化芸術を創出する人材の発掘と育成」と施策「文化芸術を支える人材の育成」を、新たに施策「文化芸術を創り、担う人の育成」としてまとめました。

★5 文化芸術拠点施設を位置づけ、推進すべきプロジェクトを明確化します

ちよだアートスクエア及び日比谷図書文化館は、開館から約10年が経ち、千代田区の文化芸術振興の拠点として育ってきました。さらに、内幸町ホール、九段生涯学習館は、区民等による文化芸術活動の拠点となっています。これら施設の充実及び区民等による活用状況を踏まえ、本プランでは、これら4つの施設を文化芸術拠点施設と位置づけ、本プランの推進を担う場として施策体系に位置づけ、各施設が推進すべきプロジェクトを示しました。

第4章 施策の展開

1 施策内容

重点目標1 保存し伝える～千代田区の歴史・文化を保存・継承する～

千代田区に集積するさまざまな伝統文化や芸術・芸能、街の歴史を将来にわたって保存し、次代に伝えていくことによって、誇りと愛着を持てる区の継承を図ります。

施策1 記憶と暮らしの再発見と伝承

時代や場所で共有されるまちの記憶や情景、昔から伝わる生活の知恵や食文化なども千代田区の貴重な文化芸術と捉え、記録・保存するとともに、さらには新たに価値を見出し、継承していきます。

プロジェクト〔1〕 まちの記憶の保存・継承

千代田区には、先史時代から近代、そして現代に至るまで、さまざまな人が暮らしてきました。その暮らしの中で、それぞれの街並みが形成され、変化しながら現在に至ります。地区ごとの祭や芸能が営まれ、伝統工芸として職人の技が編み出されてきました。

千代田区の歴史は、まちの地名にも面影が感じられます。そして歴史は、人々の記憶の中にも残されており、かつ、現在も記憶がつくられつづけています。

これらはすべて保存・継承すべき「まちの記憶」です。この「まちの記憶」こそ、千代田区ならではの文化として、写真や動画などのメディアの活用はもとより、口承される記憶の文書化など、さまざまな方法で保存・継承していきます。

主な取組み

■東京大回廊写真コンテスト

【地域振興部】

観光振興を主たる目的として、四季折々の風景やさまざまな行事・祭など、千代田区の観光に資する風景やイベントなどの写真を広く募集し、千代田区の魅力をアピールします。

■まちの記憶保存プレート

【地域振興部】

「歴史と文化のまち千代田」をアピールすることを目的として、千代田の地に刻まれた出来事や地域に縁のある人物など、歴史に残されたさまざまな足跡を将来に伝えるとともに、地域の人々や来訪者が現地で知ることができるよう、歴史的な事象や人物等をテーマにしたデザインプレートを地域からのエントリーを受けて設置します。

推進する文化芸術拠点施設：日比谷図書文化館

プロジェクト〔2〕 知恵のある暮らしの伝承

「まちの記憶」とともに、わたしたちの暮らしの中も未来に継承するべきものがあります。近世やそれ以前から形成されてきた暮らしの歳時記や季節の風物詩、食生活などです。本プランでは、これらを、人々の知恵や美意識によって形成してきた文化芸術と捉えます。

このような文化芸術は、日々の暮らしの中に先人たちの知恵や美意識を再確認するとともに、意識的に実践する機会をつくることで、次世代に伝承することを目指します。

主な取組み

■昔あそびの伝承

【子ども部】

区内の地域人材等と連携を図り、日本の伝統文化に触れる機会を提供し、子どもたちから後世に伝える土壌を醸成します。具体的には、自然や環境の大切さを意識したり、他人を思いやる気持ちや、生活の知恵を学習する講座や体験イベントを開催します。また、高齢者が昔あそびを子どもたちに教える取組みも行います。

■食育出前講座

【保健福祉部】

千代田区では食育推進の柱のひとつとして「食の文化を伝える」を掲げています。それに基づき、食文化を学ぶ機会として、ちよだ食育ネットワークを活用し、子どもから高齢者までを対象とした日本の食に関する講座などの取組みを進めています。

推進する文化芸術拠点施設：日比谷図書文化館

写真掲載予定

写真掲載予定

施策2 ちよだの文化遺産の継承・発展

文化財として指定される文化遺産をはじめ、歴史的な遺跡や景観などを保存・継承していきます。また、観光やまちづくりなどに活用する取組みを推進します。

プロジェクト〔3〕 文化遺産に親しむ機会の充実 拡充

千代田区には、文化財として指定される歴史的な建物や史跡等が多数あるほか、無形文化財にも恵まれています。身近に文化財に触れることができる環境を生かし、文化遺産に親しむ機会をつくります。そして、区民においては千代田区に対する愛着を深め、区外から訪れる人に対しては千代田区への関心を高めます。

そのため、文化財の収集・保存をはじめ、展示や講座、講演会を通じて千代田区の魅力について広く周知を図るとともに、ウェブ等で画像やアーカイブを公開するなど、文化遺産に親しむ機会を増やし、広くその魅力を発信していきます。

主な取組み

■文化財企画展・文化財特別展 拡充

【地域振興部】

千代田区が収集した、歴史・民俗・美術・考古などの資料を中心に、千代田区の特徴ある歴史や文化を紹介する展示をおこないます。また、千代田区が収集した資料を生かしつつ、その年のトピックや社会的要請等を含めたテーマを選択し、他の自治体や博物館施設、資料所有者などとも連携しながら展示をおこないます。

■江戸城ウォーク

【地域振興部】

観光振興の一環として、歴史資源をはじめとする文化芸術に关心を持つ観光客へ千代田区の魅力を発信し、来訪・周遊・リピーターの創出を促すことを目的として、旧江戸城である皇居東御苑を多くの方に楽しんでいただくウォーキングイベントを開催します。それに関連して、千代田区の豊富な文化芸術を巡るマップをシリーズで発行・配布することで、江戸城ウォークを起点とした区内周遊も促していきます。

■文化資源の見える化の推進

【地域振興部】

千代田区の豊かな文化資源を分かりやすく発信し、関心を喚起することを目的として、文化財標識を設置しています。具体的には、デザインや表記に統一性を持たせるとともに、多言語対応を図り、ＩＣＴの活用により千代田区の豊かな文化資源を分かりやすく、かつ魅力的に発信していきます。

推進する文化芸術拠点施設：日比谷図書文化館

プロジェクト〔4〕 歴史的な景観の保存・継承

江戸城外堀跡のような歴史的景観、千鳥ヶ淵に代表される桜やその他の自然景観など、千代田区はさまざまな景観資源を有しています。それらは東京、そして日本を代表するものから、区民の暮らしに溶け込んだものまで多様です。都市開発が進められる中、先史時代から現在に至るさまざまな時代の面影を残す景観を保存・継承するとともに、文化芸術や歴史の観点から鑑賞する機会をつくります。

主な取組み

■区の花さくら再生事業

【環境まちづくり部】

千代田区、さらには東京、日本を代表する景観として、千鳥ヶ淵や外濠土手筋などの美しいさくら景観を後世に残していくことを目的として、さくら基金を活用したさくらの維持再生に取り組みます。さらに、さくらサポーターによる樹勢調査や小学生が参加するさくら教室、情報共有のためのさくら通信やさくら連絡会などの事業を展開していきます。

■景観まちづくり重要物件の見直し・拡充及び景観重要建造物の指定

【環境まちづくり部】

歴史的な景観の保存・継承を目的として、景観まちづくり重要物件の見直し・拡充について調査・検討します。また、千代田区景観まちづくり計画の運用にあわせ、景観法に基づく景観重要建造物の指定を進めていきます。なお、指定にあたっては、景観まちづくり重要物件の中から選定します。

■史跡の保存活用・地域計画の策定

【地域振興部】

千代田区には、江戸城跡をはじめ、江戸城外堀跡、常盤橋門跡の3つの特別史跡・史跡があります。このうち、常盤橋門跡については、今後さらなる保存と活用を図ることを目的に保存活用計画の策定を進めています。江戸城外堀跡については、2036年に完成400年を迎えることを踏まえ、『史跡江戸城外堀保存管理計画書』の改定を進めています。

また、これらの上位計画として、歴史資料、美術資料、考古資料や地域の文化財を含めた地域計画の作成も目指して調査や保存、整理等を展開していきます。

推進する文化芸術拠点施設：日比谷図書文化館

重点目標 2 創る～千代田区ならではの新たな文化芸術を創造する～

地域ごとの個性を生かし、人々の交流を活発にすることによって地域における文化芸術活動の展開を促進するとともに、国内外の文化芸術を吸収し、全国そして世界に向けて発信する新たな千代田区の文化芸術を創造します。また、品格ある文化を発展させていく視点で、誰にでも優しく美しいまちを創ります。

施策 3 文化芸術が身近に親しめるまちづくり

区民が文化芸術を身近に感じ、多様な文化芸術に親しむことができるよう、街中などの身近な場所で気軽に鑑賞・体験できる機会や、区内の民間文化芸術施設と連携した鑑賞の機会を充実していきます。

プロジェクト〔5〕 日常の中で文化芸術に親しむ

関心の有無にかかわらず文化芸術の楽しさ・豊かさを知ることのできるきっかけとして、街中やビルなどのオープンスペースの活用や、区内大学を含む博物館や美術館等との連携を図ることで気軽に、かつ身近に鑑賞できる機会を充実させます。日常の中で良質な文化芸術に親しむ機会を提供することで多くの人の目に留まるようにし、あらゆる人々にとって、文化芸術を身近に感じられるようにします。

主な取組み

■昼休みコンサート

【地域振興部】

気軽に参加できる鑑賞機会を提供し、文化芸術に触れるきっかけとする目的として、公共施設等のオープンスペースを利用し、昼休みの時間を使い、千代田区に住み集う人々に向けたコンサートを実施します。実施にあたっては、区内の音楽団体等と協力・連携により多くの人が楽しめるよう開催方法を工夫します。

■ミューズ&シアターマップ

【地域振興部】

文化芸術に触れるきっかけとなるよう、区内の日本有数の劇場や美術館、大学のミュージアム等を周知するためにガイドマップを作成し、あらゆる人々が文化芸術に触れる機会を提供していきます。

推進する文化芸術拠点施設：ちよだアートスクエア、内幸町ホール

【プロジェクト〔6〕】 豊かな文化芸術に触れ、学ぶ機会の充実

文化芸術の幅広さと奥深さに触れられるよう、千代田区の文化芸術拠点施設や民間の文化芸術施設等において、メセナ活動との連携も図り、多様な内容を持った鑑賞機会を提供します。また、生涯学習的な要素も加味した学ぶ機会も提供します。

特にちよだアートスクエアでは、民間事業者のノウハウやネットワークを生かし、文化芸術に触れるとともに、創作・表現を体験する機会もつくっていきます。また、講座やワークショップなどを通じて、さまざまな学びと交流の場を提供していきます。

主な取組み

■まちかどアート

【地域振興部】

文化芸術に触れるきっかけとすることを目的として、商店街や大学・専門学校の協力・連携で看板・ポスター等を作成し、身近な生活の中にアートを取り入れるほか、企業のロビー等のスペースを活用して区民等の作品を展示するなど、まちのさまざまな場所で文化芸術と触れ合える取組みを推進していきます。

■文化芸術鑑賞チケット販売

【地域振興部】

あらゆる人々が多様な文化芸術を楽しむ機会をつくるため、区内の劇場等と連携し、鑑賞券購入の助成を行っていきます。この取組みを通じて、文化芸術に触れるきっかけをつくり、また伝統的な文化芸術を継承していくことを目指します。

推進する文化芸術拠点施設：ちよだアートスクエア、内幸町ホール

写真掲載予定

写真掲載予定

施策4 区民文化活動の活性化

新規

区内で行われている文化活動を活性化するため、民間を含めた文化芸術施設の活用を図り、創作・表現活動やその発表の場や機会を充実させます。また、学校や他の自治体等と連携することで、多様な主体や担い手が集う交流の機会を増やします。

プロジェクト〔7〕 活動しやすい仕組みづくり

新規

区内には創作・表現を楽しむ個人や団体、NPO等、また芸術家・作家として活動する人たちもいます。そのような人々は、千代田区の文化芸術振興を担う一員です。区内において創作・表現活動が活発になり、また芸術家・作家の活躍が広く知られるようになることは、千代田区ならではの新たな文化芸術が創られることにつながります。

そこで、千代田区の文化芸術拠点施設の利活用はもとより、民間の文化芸術施設等を活用し、創作・表現活動やその発表の場や機会を支援し、区内における文化活動の活性化を図ります。

主な取組み

■文化事業助成

拡充

【地域振興部】

千代田区に活動拠点を置き、千代田区内で活動している文化団体が自主的・自発的に実施する文化事業に対し、補助金を交付することにより、芸術や伝統文化などの維持・継続・発展を図るとともに、区民の芸術・文化活動を支援します。

■地域コミュニティ活性化事業

【地域振興部】

町会加入の促進や地元産業の振興、地域住民の交流など、地域コミュニティの活性化のため、地域が自ら企画・実施するイベントに対し、補助金等により側面から支援します。

推進する文化芸術拠点施設：ちよだアートスクエア、内幸町ホール、九段生涯学習館

プロジェクト〔8〕 文化芸術を通した交流機会の提供

区内における文化活動の活性化のため、活動する人々が知り合い、交流する機会を提供します。その中で、お互いの活動を知り、意見交換を行うことで活動の質を高め合うとともに、交流の中から新たな活動への発展が期待されます。

また、活動している人と関心を持ちながらも活動を始められていない人との交流機会をつくることで、活動の輪が広がります。そして、学校や区内大使館、周辺自治体等とも連携しながら、区内での文化活動の質を高め、また幅を広げていくための支援を行います。

主な取組み

■文化芸術の秋フェスティバル 【地域振興部】

9月から11月の3か月間を文化芸術の秋フェスティバルの期間と位置付け、区民の自主グループ、サークル等の活動をしている団体や人々が日頃の活動や個人の余暇活動などでつくった作品や練習の成果を発表し、区民相互の親睦と区民文化の興隆を図っていきます。

■内幸町ホール文化祭 【地域振興部】

区内で文化活動を行う団体の支援のため、毎年3月に団体に内幸町ホールを無償貸与し、活動の成果を発表する機会をつくりています。出演団体は事前に申請を行い、地域性や芸術性、また区民等の主体性などを基準として同ホールの運営懇談会が審査を行っており、団体の育成にもつなげています。

■区内大使館等との連携 【地域振興部】

区内に所在する大使館等との連絡会議を実施し、区及び大使館等双方の情報共有を行うとともに、さまざまな国際交流を推進していきます。国際交流イベントでは、単に外国の文化を紹介するだけでなく、日本人・外国人双方にとっての異文化交流を図っていきます。

推進する文化芸術拠点施設：ちよだアートスクエア、内幸町ホール、九段生涯学習館

写真掲載予定

写真掲載予定

施策5 ちよだの魅力の共有と発信

観光やまちづくりなどの他分野と結びつくことにより、千代田区の魅力を内外に発信し、区民が文化芸術の魅力を感じられるように推進します。

プロジェクト [9] 国内外への情報発信 拡充

区内における鑑賞・体験機会や文化活動を魅力的かつ効果的な方法で情報発信することで、より多くの人々が区内で文化芸術に触れられるようにするとともに、「豊かな文化芸術に触れられるまち」というイメージを広めていきます。ちよだアートスクエアをはじめとする文化芸術拠点施設は中心的役割を担いますが、まちづくりや観光などの分野とも結びつくことで、千代田区ならではの文化芸術の魅力を発信していきます。

主な取組み

■障害者アート世界展2020 新規

【地域振興部】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、今まで日本国内からの応募作品による公募展として開催してきた障害者アート支援事業を、区内大使館とも連携しながら、文化の祭典として広く国外からの作品も集結し、国内外の文化交流を促す「障害者アート（ポコラート）世界展2020」へ発展させ、実施します。

■シティプロモーションの推進

【地域振興部】

千代田区は、豊かな「歴史」と「文化」資源を切り口にシティプロモーションを推進することとし、特に観光振興における魅力を発信します。これにより、来街者の回遊性と賑わいを向上させることで地域を活性化させ、区民の誇りや生きがいの醸成につなげていきます。

■外国人等の観光客への情報発信

【地域振興部】

千代田区の魅力を国外に向けて発信するとともに、観光に訪れた外国人も多様な資源に触れもらえるよう、多言語でのガイドマップ作成やウェブサイト・SNSでの情報発信、観光案内所の充実等を図り、地域の観光資源に関する情報を効果的に発信します。また、多様性への配慮の一環として、ムスリム対応などの情報提供も行います。

推進する文化芸術拠点施設：ちよだアートスクエア、日比谷図書文化館、九段生涯学習館

重点目標 3 育てる～文化芸術の担い手を育成、支援する～

将来の文化芸術を担う子どもたちを育てるとともに、文化芸術を鑑賞し、楽しむ人々の裾野を広げることにより、幅広い文化芸術の担い手を育成します。

また、地域ぐるみで担い手の育成に取り組むよう、地域の活力の向上を図ります。

施策 6 次世代を担う子ども・若者の創造力育成

次世代の鑑賞者・活動者となる子どもや若い世代の豊かな創造力や想像力、コミュニケーション能力などを育てるために、体験・学習機会の充実を行います。

プロジェクト〔10〕 文化芸術の体験・学習機会の充実

文化芸術への関心や鑑賞・創作・表現等の行動は、子どもの頃から継続的に触れることが必要です。将来的な関心・行動のきっかけとして、区内で育つすべての子ども・若者が、質の高い文化芸術を鑑賞し、学ぶことができるよう支援します。

千代田区ならびに民間の文化芸術施設において子どもを対象とした事業を実施するとともに、広く機会が提供されるように学校の授業や課外活動の一環として鑑賞・学習の機会を設けます。いずれの機会においても質を重視し、子どもだからこそ質の高い文化芸術に触れ、また豊かな学習体験を得ることができるように図っていきます。

主な取組み

■アーティスト・イン・スクール

【子ども部】

未来の文化芸術の担い手である子どもたちの育成のため、プロのアーティストを区立小・中学校に招へいし、アーティストと交流しながら、上質の芸術に触れる機会を提供します。

■伝統文化を理解する教育

【子ども部】

さまざまな分野に文化芸術の入門セミナーやワークショップ等を盛り込んだ鑑賞プログラムを実施します。また、区立小・中学校での和楽器等の古典芸能の鑑賞や実演指導、宮内庁式部職楽部における雅楽教室や地域に伝わる和太鼓や和楽器を学ぶ取組みを実施します。それら取組みを通じて、日本の伝統文化や伝統芸能に触れる機会を提供し、子どもたちの豊かな感性を育むことを目指します。

■体験教室

【地域振興部】

日常生活では触れる機会の少ない区の歴史や伝統文化を親しむ講座やワークショップを開催します。「そば打ち」や「手描提灯づくり」などの体験を通じて、地域の中に根付く衣食住やものづくりに関する歴史・文化を次世代を担う子どもたちに継承していきます。

推進する文化芸術拠点施設：ちよだアートスクエア、日比谷図書文化館

プロジェクト〔11〕 豊かな感性・創造力の涵養

子どもの頃から文化芸術に触れ、また自ら創作・表現活動を行うことは豊かな感性、創造力を養うために重要です。

そのため、ワークショップ等における創作・表現活動の体験、またグループワークによってコミュニケーションを通じてものづくりに取り組むなど、創作・表現活動を支援します。また、芸術家・作家との交流を通じて、知的・創造的な刺激を得る機会も提供します。

主な取組み

■アーティスト・イン・レジデンス

【地域振興部】

アーティストの発表の場を提供するとともに、子どもたちの感性・創造性を育む機会として、区内外のアーティストに一定期間区内に滞在してもらい、地域住民や小・中学生とのワークショップや共同制作、活動交流などを通じて、区民が芸術に触れる機会を提供します。

■国語教育・読書活動の推進

【子ども部】

国語が文化芸術の基盤をなすことを鑑み、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実を図ります。具体的には、読書活動の推進の一環として、未就学児の保護者を対象とした読み聞かせの講座から、中・高生を対象とした読書に関するワークショップ開催まで、子どもの成長過程に応じた取組みを実施します。

推進する文化芸術拠点施設：ちよだアートスクエア

写真掲載予定

写真掲載予定

施策7 文化芸術を創り、担う人の育成

文化芸術を創造する若い芸術家・作家や、活動者と鑑賞者をつなげるコーディネーター、活動を支えるボランティアなど、未来の文化芸術を担う人材の育成を図ります。

プロジェクト〔12〕 文化芸術を創造する人材の発掘と育成

千代田区ならではの文化芸術を創るのは、区内で文化活動をする人たちです。文化芸術拠点施設で文化芸術の創造を担う人材の育成を多様な面から支援していきます。また、地域に根差した自主的で独創的な文化芸術活動を推進します。

それとともに、芸術家・作家を目指そうとする若い人たち、そしてすでに活動している若い芸術家・作家を千代田区として支援し、育てることで「千代田区発の芸術家・作家」を発信していきます。

主な取組み

■障害者アート支援事業

【地域振興部】

文化芸術に取り組む人材等の発掘・育成・支援のため、また共生社会の実現を目指し、障害の有無・年齢・経験を問わず幅広く作品を公募し、応募のあった作品を展示します。障害のある人に文化芸術を身近に触れてもらうとともに、障害のある人とない人が異なる視点から、ともに活動・体験し、新たな創造性が生まれる場を提供します。また、アーティストの創作活動の環境向上が図られるように支援していきます。

■ちよだ文学賞

【地域振興部】

文学の新たな担い手の育成を図るとともに、新しい千代田区の文化芸術をアピールすることを目的として、未発表の小説を募集し、区内出版社や古書店街、大学等との協働し、千代田区ならではのちよだ文学賞の選考を実施します。一般を対象とし全国から募集をする「ちよだ文学賞」と、本人が区在住・在学、在勤者の家族・知人である小・中学生を対象とした「ちよだジュニア文学賞」を実施します。

推進する文化芸術拠点施設：ちよだアートスクエア、日比谷図書文化館、九段生涯学習館

写真掲載予定

写真掲載予定

プロジェクト〔13〕 文化芸術を支える人材の育成と活用 拡充

文化芸術振興にあたっては、芸術家・作家などの創り手と作品の受け手である鑑賞者をつなぐ人材や、文化芸術施設の運営や事業を企画する人材等、多様な人材が必要です。

そのため、千代田区の文化芸術拠点施設にはひきつづきその知見を有する人材を配置します。また、文化芸術活動を支えるボランティア等、千代田区における文化芸術活動に積極的に参加する人材を育成し、その活動環境の整備を進めつつ活用を図ります。

主な取組み

■文化事業助成〔再掲〕 拡充

【地域振興部】

千代田区に活動拠点を置き、千代田区内で活動している文化団体が自主的・自発的に実施する文化事業に対し、補助金を交付することにより、芸術や伝統文化などの維持・継続・発展を図るとともに、区民の芸術・文化活動を支援します。

■ちよだ生涯学習カレッジ

【地域振興部】

学びを地域に還元し、社会貢献に積極的な人材をサポートするため、ちよだ生涯学習カレッジにおいて、文化芸術を学ぶ講座を開催するとともに、文化芸術活動や地域交流の活動を支える人材の養成を図ります。

■文化観光ガイドボランティアの養成

【地域振興部】

観光振興を主たる目的として、文化芸術や観光の分野でガイドボランティアを養成するとともに、民間の観光ボランティア団体と連携し、来街者の受入環境の充実を図っていきます。

■地域ボランティアの養成

【地域振興部】

千代田区の文化・歴史・芸術に触れることを求め、国内外から集まる人々へ対応するため、文化や観光、国際交流・国際協力、福祉等、さまざまな分野で、講座・講演会を通じて、ボランティアの養成を促進します。

推進する文化芸術拠点施設：ちよだアートスクエア、日比谷図書文化館、九段生涯学習館

2 文化芸術拠点施設の今後の取組み

新規

本プランでは、文化芸術振興施策を推進していくための拠点施設として、ちよだアートスクエア、日比谷図書文化館、内幸町ホール、九段生涯学習館を位置づけており、ここに施策体系において各施設が担うプロジェクトを示します。

(1) ちよだアートスクエア

ちよだアートスクエアは、国内外より多くの人々が訪れ、文化芸術活動の担い手を育成する活動の推進やアートを発信する文化芸術の拠点として大きく成長してきています。今後、ちよだアートスクエアは更なる成長に向け、主に「創る」、「育てる」という目標の実現に向けて、右のプロジェクトに取り組みます。

「創る」という点では、区内にとどまらず、国内外においても文化芸術の拠点としての役割を果たしていきます。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、今まで国内からの応募作品による公募展として実施してきた障害者アート支援事業を「障害者アート（ポコラート）世界展2020」へ発展させ、開催します。

「育てる」に関しては、質の高い文化芸術に触れる機会を提供するとともに、障害の有無にかかわらず創作・表現する人々を支援していきます。また、新たな芸術家・作家の発掘・発信とともに、区民参画の推進にも取り組んでいきます。

■施策体系において担う プロジェクト

重点目標	施策 プロジェクト
創る	3 文化芸術が身近に親しめるまちづくり 〔5〕日常の中で文化芸術に親しむ 〔6〕豊かな文化芸術に触れ、学ぶ機会の充実
	4 区民文化活動の活性化 〔7〕活動しやすい仕組みづくり 〔8〕文化芸術を通した交流機会の提供
	5 ちよだの魅力の共有と発信 〔9〕国内外への情報発信
	6 次世代を担う子ども・若者の創造力育成 〔10〕文化芸術の体験・学習機会の充実 〔11〕豊かな感性・創造力の涵養
	7 文化芸術を創り、担う人の育成 〔12〕文化芸術を創造する人材の発掘と育成 〔13〕文化芸術を支える人材の育成と活用
育てる	

(2) 日比谷図書文化館

日比谷図書文化館は、「保存し伝える」を主として、さらに「創る」、「育てる」についても、その目標実現のために右のプロジェクトに取り組みます。

「保存し伝える」に関しては、常設展示室と特別展示室が、ミュージアム機能を中心を担い、千代田の歴史を各種資料や映像で紹介し、文化、芸術などさまざまなテーマの企画展示等を実施していきます。

「創る」、「育てる」の観点では、講座・セミナー・ワークショップなどを展開し、さまざまな学びと交流の場を提供することで、区民の文化芸術活動を支援します。

また、それぞれの機能を相互に連動させることにより「知の拠点」となることを目指します。

■施策体系において担うプロジェクト

重点目標	施策	プロジェクト
保存し伝える	1	記憶と暮らしの再発見と伝承 〔1〕まちの記憶の保存・継承 〔2〕知恵のある暮らしの伝承
	2	ちよだの文化遺産の継承・発展 〔3〕文化遺産に親しむ機会の充実 〔4〕歴史的な景観の保存・継承
	5	ちよだの魅力の共有と発信 〔9〕国内外への情報発信
創る	6	次世代を担う子ども・若者の創造力育成 〔10〕文化芸術の体験・学習機会の充実
	7	文化芸術を創り、担う人の育成 〔12〕文化芸術を創造する人材の発掘と育成 〔13〕文化芸術を支える人材の育成と活用

(3) 内幸町ホール

内幸町ホールは、主に「創る」における施策4「区民文化活動の活性化」を支える施設として、右のプロジェクトに取り組みます。

文化芸術を身近に感じ、出演者や鑑賞者として、より多くの区民に参加してもらえる仕組みづくりや広報に取り組み、区民の文化活動ならびに文化芸術を通じた交流を活性化します。

■施策体系において担うプロジェクト

重点目標	施策	プロジェクト
創る	3	文化芸術が身近に親しめるまちづくり 〔5〕日常の中で文化芸術に親しむ 〔6〕豊かな文化芸術に触れ、学ぶ機会の充実
	4	区民文化活動の活性化 〔7〕活動しやすい仕組みづくり 〔8〕文化芸術を通した交流機会の提供

(4) 九段生涯学習館

九段生涯学習館は、主に「創る」のうちの施策4「区民文化活動の活性化」、ならびに「育てる」のうちの施策7「文化芸術を創り、担う人の育成」に向け、右のプロジェクトに取り組みます。

「育てる」の観点から活動する人の輪を広げ、「創る」における創作、発表、交流の機会へつなげます。

■施策体系において担うプロジェクト

重点目標	施策	プロジェクト
創る	4	区民文化活動の活性化 〔7〕活動しやすい仕組みづくり 〔8〕文化芸術を通した交流機会の提供
	5	ちよだの魅力の共有と発信 〔9〕国内外への情報発信
育てる	7	文化芸術を創り、担う人の育成 〔12〕文化芸術を創造する人材の発掘と育成 〔13〕文化芸術を支える人材の育成と活用

第5章 計画の推進

1 計画推進のための体制

(1) 推進する上での役割分担

①区民の役割

本プランでは区民を、千代田区に住んでいる人だけでなく、働き、学び、集うすべての人として捉えます。そして、あらゆる区民が、千代田区における文化芸術振興にかかわることが期待されます。

そのかかわり方は多様であり、第一段階としては、千代田区の文化芸術に関心を持ち、文化芸術を振興し、まちづくりを進めていくことに理解を示してもらうことになります。次に、千代田区の文化芸術を楽しみ、鑑賞者として活性化に寄与することが挙げられます。さらに、文化芸術を創り、支える人となり、自主的な活動はもとより、創造的な活動の輪をつなげ、共鳴しながら活動するなどのかかわり方もあります。

このように多様なかかわり方を可能とする中で、一人ひとりが主役となり、文化芸術を楽しみ、創造することによって、生きがいに満ちた豊かな暮らしを実現することを目指します。

②民間団体等の役割

企業、学校、N P O、地域団体等の民間団体は、千代田区の一員として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、区民の文化芸術活動の支援に努めます。

また、団体間の連携による相乗効果を図り、活動の一層の振興を目指します。

③千代田区の役割

千代田区は、あらゆる区民が文化芸術を楽しむことができるようになるとともに、文化芸術を創り、支えようとする人々を支援し、区民の自主的で創造的な活動を活性化することで、文化芸術を通したまちづくりを進めています。

民間団体等に関しては、公益性のある活動に対して積極的な支援を行うとともに、民間団体のノウハウやネットワークを生かし、特色ある事業の実施や文化芸術の体験機会を提供することを促進します。

(2) 国、東京都及び他の自治体との連携

千代田区の区域を越えた広域的な取組みや、先端的・専門的な文化芸術分野の取組みなどについては、国、都及び他の自治体と密接な連携を図り、各種施策の積極的な活用を図ります。

また、文化財の保護や文化施設の整備・運営等については、国、都、他の自治体及び区がそれぞれの役割を分担し連携しながら推進します。

2 計画の進行管理

(1) 千代田区文化芸術プラン推進委員会の設置

計画の進捗管理、また事業の効果的な実施を図るため、庁内関係部署ならびに有識者、区民等から構成される千代田区文化芸術プラン推進委員会を組織します。

同委員会では、第四次プランに位置づけられた取組みの実施状況やその成果を点検・評価するとともに、計画の推進に対して助言を行います。

資料編

1 千代田区文化芸術プラン（第四次）検討会議 委員名簿

敬称略

No		所属等	氏名	
1	学識経験者	明治大学政治経済学部教授	星野 泉 (座長)	
2	教育	区内連携大学 (東京家政学院大学人間栄養学部人間栄養学科教授)	酒井 治子 (副座長)	
3		千代田区専修学校各種学校協会 (御茶の水美術専門学校指導部課長)	中野 めぐみ	
4		千代田区青少年委員会	竹川 真紀	
5		ちよだ生涯学習カレッジ	千賀 よし子	
6	町会	富士見地区町会連合会女性部	莊 絵里子	
7	文化	千代田区文化財保護審議会委員 (東京工業大学環境・社会理工学院建築学系教授)	山崎 鯛介	
8		千代田区ミュージアム連絡会 (東京ステーションギャラリー学芸室長)	田中 晴子	
9		日比谷図書文化館 (株式会社小学館集英社プロダクション 生涯学習事業グループ社会教育事業課長)	稻邊 英士	
10		千代田区文化芸術協会	堀 光昭	
11		千代田区文化連盟	佐久間 徹	
12	まちづくり	千代田区景観まちづくり審議会	大島 由子	
13	観光	千代田区観光協会	本郷 寛和	
14	企業	東京商工会議所千代田支部事務局長	城戸口 隆俊※ ¹	
15			大野 靖二※ ²	
16	区	労働	連合東京千代田地区協議会事務局長	吉田 茂
17		地域振興部長	細越 正明※ ¹	
18		地域振興部文化スポーツ担当部長	村木 久人※ ²	
19		政策経営部企画課長 【計画担当部長事務取扱】	小川 賢太郎※ ¹	
20		環境まちづくり部景観・都市計画課長 【計画担当部長事務取扱】	大矢 栄一※ ²	
		子ども部子ども総務課長 【参事（連絡調整担当）事務取扱】	亀割 岳彦	
		子ども部子ども総務課長	印出井 一美	
		子ども部子ども総務課長	恩田 浩行※ ¹	
		子ども部子ども総務課長	大谷 由佳※ ²	

※1 の委員は平成31年度、※2 の委員は令和2年度に委嘱されています。

2 千代田区文化芸術プラン（第四次）策定経過

年度	月	検討会議	府内関係部課
平成 31 年度／ 令和 元 年 度	4月		
	5月	第1回検討会議 • 座長、副座長の選出 • 第三次プラン、主要事業の説明 • プラン改定の考え方の説明 委員アンケート①の実施 • 文化芸術に関する千代田区の特徴 • 第四次プランで取り組むべきこと	
	6月		全庁調査の実施 • 第三次プランにかかる事業進捗の調査
	7月	第2回検討会議 • 委員アンケート①の報告 • 全庁調査結果の報告 • 計画策定で検討するポイントの説明	
	8月		
	9月	第3回検討会議 • プランの構成について検討 • プランの骨子案の検討 委員アンケート②の実施 • 施策の方向性の内容 • 施策の名称 • プロジェクトの名称・内容	
	10月		
	11月		
	12月	第4回検討会議 • スケジュール変更 • 委員アンケート③の報告 • プランの骨子案の検討 委員アンケート④の実施 • 策定の背景の内容 • 文化芸術振興の人々への効果の内容 • 施策、プロジェクトの内容	
	1月		
	2月		
	3月		全庁調査の実施 • 第四次プランにおける取組みの調査
令 和 2 年 度	4月	第5回検討会議 • プラン素案の検討	
	5月		
	6月		
	7月		

3 千代田区文化芸術基本条例

平成 16 年 3 月 17 日条例第 1 号
改正 平成 30 年 3 月 23 日条例第 2 号

前文

私たちのまち千代田区には、江戸時代からの成熟した文化を基礎に、特色ある文化芸術が継承され、多数の有形無形の文化財や歴史的な建物、街並み・景観、史跡が存在している。また、地域には互いに支え合い尊重し合う人々の知恵が蓄積され、祭りなどの行事が世代を超えて生活に根付いているとともに、特色ある商店街や住宅地、桜の景勝地など、千代田区独自の地域文化が形成されている。

さらに、長く日本の政治・経済・文化の中心としての役割を果たしている千代田区では、国内外との人の行き来が活発で、多くの企業や文化芸術施設、教育機関など、多彩な人的・物的資源が集積した都心特有の文化が形成されている。

こうした千代田区の歴史や文化が私たちに教えてくれるのは、互いを思いやり、心豊かで安全に生活できるまちのすばらしさである。優れた文化芸術は、人々に感動を与え、心を揺り動かし、豊かな感性の醸成につながる。私たちはこれまでの千代田区に息づく伝統を大切に保存し、伝え、新しい文化芸術を創り出し、そして、それらの文化芸術の担い手を育んでいかなければならない。

私たちは、「教育と文化のまち千代田区宣言」をさらに発展させ、文化芸術を通じて、誰もが自らの暮らしの主人公として豊かな生活を実現し、楽しさや優しさの溢れる美しい千代田区を創るためにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）に基づき、千代田区（以下「区」という。）における文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに区及び区民等の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓くことを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、すべての人々の文化芸術を創造し、享受する権利を尊重するとともに、美しさを追求し、自立・自己責任、他者への気遣いやマナーを大切にした文化を今に生かし、品格ある質の高い文化的・芸術的生活を日常的に送ることのできるまちの実現を図るものとする。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、区民（区に住み、働き、学び、集うすべての人々をいう。以下同じ。）一人ひとりの自主的かつ創造的な活動の輪がつながり、文化芸術のエネルギーを次々と生み出す、文化的・芸術的な香りの溢れるまちの実現を図るものとする。

(区の責務)

第3条 区は、前条の基本理念にのっとり、区特有の地域性や豊富な文化芸術資源を生かし、区の特性に応じた文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 区は、文化芸術に関する施策の実施に当たっては、文化芸術の担い手が区民であること踏まえ、区民の文化芸術活動が自主的かつ創造的に行われるよう配慮するとともに、区民との連携及び協力に努めなければならない。

3 区は、区が実施する施策に、文化芸術に関する視点を取り入れるよう努めなければならない。

(区民の責務)

第4条 区民は、自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、その活力と創意を生かして、自主的かつ創造的な活動の推進に努めるとともに、相互に理解し合い、尊重し合わなければならない。

(民間団体等の責務)

第5条 企業、学校、民間非営利団体（N P O）、地域団体等（以下「民間団体等」という。）は、区の地域社会の一員として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、区民の文化芸術活動の支援に努めなければならない。

(文化芸術の推進のための計画)

第6条 区長は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定しなければならない。

2 区長は、前項の計画を策定するときは、あらかじめ区民の意見を反映させるため、適切な措置を講じなければならない。

(重点目標)

第7条 区は、次の各号に掲げる事項を重点目標とし、その達成のために必要な施策を立案し、実施する。

(1) 保存し伝える 区に集積するさまざまな伝統文化や芸術・芸能、街の歴史を将来にわたって保存し、次代に伝えていくことによって、誇りと愛着を持てる区の継承を図る。

(2) 創る 地域ごとの個性を生かし、人々の交流を活発にすることによって地域における文化芸術活動の展開を促進するとともに、国内外の文化芸術を取り入れ吸収し、全国及び世界に向けて発信する新たな区の文化芸術を創造する。また、品格ある文化を発展させていく視点で、誰にでも優しく美しいまちの創出を図る。

(3) 育てる 将来の文化芸術を担う子どもたちを育てるとともに、文化芸術を鑑賞し、楽しむ人々の裾野を広げることにより、幅広い文化芸術の担い手を育成する。また、地域ぐるみで担い手の育成に取り組むよう、地域の活力の向上を図る。

(顕彰)

第8条 区は、優れた文化芸術活動に対し、顕彰を行うことができる。

2 前項の顕彰の方法については、区長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。